

○枚方市青少年問題協議会条例

昭和41年8月6日

条例第37号

改正 平成12年9月26日条例第39号

平成16年3月15日条例第6号

平成19年3月9日条例第1号

平成26年3月11日条例第5号

〔題名改正〕

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（平12条例39・平26条例5・一部改正）

(組織)

第2条 協議会の委員の数（会長である委員の数を含む。第5条第2項において同じ。）は、16人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係団体を代表する者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 前3号に掲げる者のほか、協議会の所掌事務に関し市長が適当と認める者

（平26条例5・全改）

(委員の委嘱)

第3条 委員の委嘱期間は、2年（委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあつては、2年以内）とする。

2 補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。

3 委員の再度の委嘱は、妨げない。

（平26条例5・追加）

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平12条例39・平16条例6・平19条例1・一部改正、平26条例5・旧第3条繰下・一部改正)

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長（会長が定められていない場合にあつては、市長）が招集する。

2 協議会の会議は、委員の定数の半数以上出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平26条例5・旧第4条繰下・一部改正)

(会議の公開)

第6条 協議会の会議は、公開とする。

2 協議会の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

(平26条例5・追加)

(幹事)

第7条 協議会に、専門の事項の調査及び協議会の所掌事務について委員を補佐させるため必要があるときは、幹事を置くことができる。

2 第2条第2項及び第3条の規定は、幹事について準用する。

3 幹事は、会長の求めに応じ、協議会の会議に出席し、意見の具申等を行うことができる。

(平12条例39・一部改正、平26条例5・旧第5条繰下・一部改正)

(関係者に対する協力要請)

第8条 協議会は、所掌事務に関し必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(平26条例5・追加)

(委員の守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(平26条例5・追加)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平12条例39・旧第7条繰上・一部改正、平26条例5・旧第6条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成12年9月26日条例第39号〕

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則〔平成16年3月15日条例第6号抄〕

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

〔平成16年規則第17号で、同16年4月1日から施行〕

附 則〔平成19年3月9日条例第1号抄〕

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則〔平成26年3月11日条例第5号〕

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）による改正前の地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。以下「旧法」という。）第3条第2項の規定により会長に充てられている者は、改正後の第2条及び第4条の規定にかかわらず、平成27年8月31日又はその者の長としての任期の末日までのいずれか早い日までは、会長とする。
- 3 この条例の施行の際現に旧法第3条第3項の規定により委員に任命されている者は、改正後の第2条第2項の規定により委員に委嘱されたものとみなす。この場合における当該委員の委嘱期間は、平成27年8月31日までとする。
- 4 この条例の施行の際現に改正前の第3条第1項の規定による副会長である者は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による副会長とみなす。

○枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程

平成20年11月20日

訓令第22号

改正 平成29年9月13日訓令第12号

平成30年3月30日訓令第5号

(目的)

第1条 この訓令は、枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号）の趣旨にのっとり、本市における会議の公開及び会議録の作成等に関し必要な事項を定めることにより、審議会、意見聴取会及び庁内委員会の会議等における過程及び内容を明らかにするとともに、その公正な運営を確保し、もって本市における公正な行政運営の推進に資することを目的とする。

（平30訓令5・一部改正）

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 審議会 次に掲げるものをいう。

イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関

ロ 枚方市専門委員設置規則（昭和58年枚方市規則第65号）第4条に規定する専門委員による協議会

(2) 意見聴取会 行政執行に係る判断、結論等を導くために行う学識経験者、市民、関係団体等への意見聴取のための会合

(3) 庁内委員会 次に掲げるものをいう。

イ 枚方市庁内委員会規程（平成20年枚方市訓令第10号）に規定する庁内委員会

ロ 枚方市都市経営会議規程（平成20年枚方市訓令第9号）第1条に規定する枚方市都市経営会議

ハ 枚方市障害者雇用推進本部設置規程（昭和59年枚方市訓令第22号）第1条に規定する枚方市障害者雇用推進本部、枚方市人権擁護推進本部設置規程（昭和59年枚方市訓令第26号）第1条に規定する枚方市人権擁護推進本部、枚方市男女共同参画推進本部設置規程（平成元年枚方市訓令第20号）第1条に規定する枚方市男女共同参画推進本部、枚方市環境行政推進本部設置規程（平成8年枚方市訓令第21号）第1条に規定する枚方市環境行政推進本部、枚方市情報化推進本部設置規程（平成12年枚方市訓令第24号）第1条に規定する枚方市情報化推進本部、枚方市行政改革実施本部設置規程（平成13年枚方市訓令第21号）第1条に規定する枚方市行政改革実施本部、枚方市戸籍謄本等不正入手対策本部設置規程（平成18年枚方市訓令第24号）第1条に規定する枚方市戸籍謄本等不正入手対策本部、枚方市健康推進本部設置規程（平成18年枚方市訓令第33号）第1条に規定する枚方市健康推進本部及び東日本大震災枚方市支援実施本部設置規程（平成23年枚方市訓令第2号）第1条に規定する東日本大震災枚方市支援実施本部

ニ イからハマまでに掲げるもののほか、法令等（法令、条例又は規則をいう。以下同じ。）又は訓令その他決裁等の内部手続に基づき、本市の意思決定を行うに当たり設置される本市職員で構成する会議体

（平30訓令5・一部改正）

（会議の公開の決定等）

第3条 審議会の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

- （1） 法令等の規定により非公開とされる会議
- （2） 枚方市情報公開条例第5条に規定する非公開情報（以下「非公開情報」という。）が含まれる事項に関する審査等を行う会議
- （3） 公開することにより、公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議

2 審議会の会議が前項に掲げる会議に該当する場合において、これを非公開とするときは、審議会がその決定をするものとする。

3 前項の決定は、審議会の会長その他の当該審議会を代表する者を定める会議又は同項の決定を行う必要があると認められる会議において行うものとする。

4 第2項の決定を行う会議は、当該決定が行われるまで公開としなければならない。ただし、第8条第2項の規定により委員の氏名が非公表とされた審議会の会議は、この限りでない。

5 審議会は、第2項の決定を行ったときは、当該決定に係る会議が第1項各号に掲げる会議に該当する理由を明らかにしなければならない。

6 庁内委員会の会議は、非公開とする。

（平29訓令12・平30訓令5・一部改正）

（会議の公開の方法等）

第4条 審議会の会議の公開は、当該会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 前項の場合において、審議会は、傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員を定めることができる。

3 審議会は、その会議の公開に当たっては、当該会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続その他必要な事項を決定するとともに、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

4 審議会は、前項の規定による決定に際し、当該会議の次第、提出資料等（以下「会議資料」という。）を傍聴者の閲覧に供し、又は傍聴者に配布することを定めるものとするよう努めなければならない。ただし、会議資料に非公開情報が含まれる場合は、この限りでない。

5 第3項の規定による決定については、前条第3項の規定を準用する。

(平30訓令5・旧第5条繰上・一部改正)

(会議開催の周知)

第5条 審議会の所管部署(当該審議会の庶務を担当する部署をいう。以下同じ。)は、その会議の開催に当たっては、当該会議の公開又は非公開にかかわらず、次に掲げる事項を記載した書面(電磁的記録(枚方市情報公開条例第2条第2項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。))を含む。)を所定の掲示板及び市ホームページに掲載し、並びに行政資料コーナーに配架する方法により、事前に市民に周知しなければならない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 案件名
- (5) 会議の公開、非公開の別
- (6) 会議が非公開の場合にあつては、その理由
- (7) 会議が公開の場合にあつては、傍聴者の定員及び傍聴の手續
- (8) 所管部署の名称

2 審議会の所管部署は、公開の審議会の会議にあつては、前項に規定する方法に加え、当該会議の開催について、市広報紙への掲載等により事前の周知に努めるものとする。

(平30訓令5・旧第6条繰上・一部改正)

(会議録の作成)

第6条 審議会は、その会議の公開又は非公開にかかわらず、当該会議の終了後概ね2月以内に、その会議録を作成しなければならない。

2 前項の会議録を作成する方法は、審議会が決定する。この場合においては、第3条第3項の規定を準用する。

3 第1項の会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者及び欠席者の氏名
- (5) 案件名
- (6) 提出された資料の名称
- (7) 審議内容
- (8) 決定事項
- (9) 会議の公開、非公開の別

- (10) 会議が非公開の場合にあっては、その理由
- (11) 会議録の公表、非公表の別
- (12) 会議録が非公表の場合にあっては、その理由
- (13) 会議が公開の場合にあっては、傍聴者の数
- (14) 所管部署の名称

4 前項第7号の会議録の審議内容は、審議の経過が分かるように、発言者及び発言内容を明確にして記載しなければならない。

5 会議録を作成するために作成した電磁的記録（音声をその内容とするものに限る。）は、当該会議録を作成した日の属する年度の翌年度の末日までの間保存しなければならない。

（平30訓令5・旧第7条繰上・一部改正）

（会議録の公表）

第7条 前条第1項の会議録は、公表とする。ただし、第3条第1項各号のいずれかに該当した会議の会議録は、非公表とすることができる。

2 第3条第2項、第3項及び第5項の規定は、会議録の非公表について準用する。

3 審議会の所管部署は、会議録の確定後速やかに、原則として次に掲げる方法により、審議会の会議に係る会議録（公表とされたものに限る。）を一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 所管部署での閲覧
- (2) 行政資料コーナーへの配架
- (3) 市ホームページへの掲載

4 前項第1号及び第3号の規定により閲覧に供する会議録については、当該会議の会議資料を添付しなければならない。

5 第3項第2号及び第3号の規定による閲覧は、当該会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで行うものとする。

（平30訓令5・旧第8条繰上・一部改正）

（審議会の担当事務及び委員氏名の公表）

第8条 審議会の所管部署は、当該審議会が設置されたときはその担当事務を、委員が委嘱されたときはその氏名を、公表しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、審議会の所管部署は、委員の氏名を公表することにより、当該審議会の会議の公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成することができないと認めるときは、当該委員の氏名を非公表とすることができる。この場合においては、その理由を明らかにしなければならない。

（平30訓令5・追加）

(意見聴取会及び庁内委員会)

第9条 第3条(第6項を除く。)から前条までの規定は、意見聴取会について準用する。

2 第6条(第3項第9号から第13号までを除く。)及び第7条の規定は、庁内委員会について準用する。この場合において、第6条第4項中「経過が分かるように、発言者及び発言内容」とあるのは、「概要をまとめ、決定に至る審議の過程」とする。

(平30訓令5・追加)

(運用状況の公表)

第10条 市長は、毎年度、その前年度における審議会の会議の公開及び会議録の公表の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(平30訓令5・追加)

(補則)

第11条 この訓令に定めるもののほか、審議会の会議の公開並びに審議会等の会議録の作成及び公表に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平30訓令5・旧第10条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(枚方市庁内委員会規程の一部改正)

2 枚方市庁内委員会規程(平成20年枚方市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則 [平成29年9月13日訓令第12号]

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 [平成30年3月30日訓令第5号]

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。